

[登録点検事業者制度のご案内]

総務省関東総合通信局

この制度は、平成9年の第140国会において電波法が改正され、平成10年4月から発足しました。(平成16年1月に規則改正があり、名称も「認定」から「登録」に変更となりました。)

落成(新設)検査、変更検査及び定期検査において、これまでの国が直接行っていた検査方法の外に、「登録点検事業者」が作成した「点検実施報告書」による方法(書面検査と言います。)でも検査ができることとしたものです。(ただし、国が開設する無線局を除きます。)

登録点検事業者とは、無線局を点検する能力を持った事業者のことで、予め国からその点検能力について登録を受け、地方総合通信局の台帳に登録された者のことです。

免許人(又は予備免許を受けた者)は、書面検査により無線局の検査を受けようとするときは、この登録された事業者の中から依頼すべき事業者を選定し点検を依頼します。

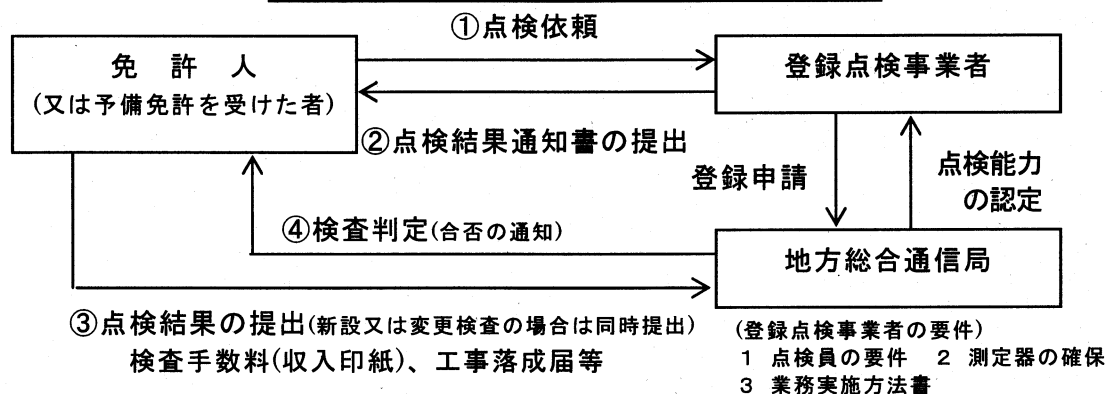
事業者は、免許人の依頼に基づき、総務省令に定められた方法により無線局の点検を行い、その結果を「登録点検結果通知書」として依頼人に提出します。

免許人は、点検実施報告書(書面検査により検査を受けるために地方総合通信局に提出する書類)に登録点検結果通知書を添えて、(落成検査の場合は、工事落成届、変更検査の場合は、工事完了届とともに、)地方総合通信局に提出することにより、書面による検査(判定)を受けることができます。

この制度の発足により、免許人においては、検査に要する期間が大幅に短縮されるとともに、検査手数料等の経済的負担の軽減が図られることになりました。

【書面検査制度】

全無線局種の新設・変更・定期検査に適用



◎ 関東総合通信局では、関東総合通信局で認定した点検事業者を「事業者台帳」として一般の閲覧に供しております。台帳は、総務部総務課でご覧になれます。

また、インターネットでは全ての点検事業者がご覧になれます。

総務省 <http://www.tele.soumu.go.jp/j/proc/check/look.htm>

[総務部総務課の連絡先]

電話 03-6238-1624

関東総合通信局のホームページ <http://www.kanto-bt.go.jp/>

[登録点検についてのお問い合わせ]

総務省関東総合通信局電波監理部電波利用環境課

〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1

電話 03-6238-1805